

令和2年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月24日 木曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2議案第41号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3号 2議案第42号 農地転用事業計画変更申請について

日程第4号 2議案第43号 農地法第5条の規定による許可について

日程第5号 2議案第44号 あっせんについて

日程第6号 2議案第45号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年9月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 8番委員、9番委員を指名いたします。
日程第2号 2議案第41号	議長	○これより議案審議に入ります。 日程第2議案第41号農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局に議案説明を求めます。
	事務局	○日程第2議案第41号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。 資料は1ページです。今月は賃借権設定1件、合計1件の申請がありました。 1番です。榕城岳之田地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積4,805㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 以上で説明を終わります。委員の皆様ご審議よろしく願います。
	議長 5番委員	○ただ今の説明につづきまして、担当委員の報告を求めます。 ○すみません、5番です。9月の21日に、8時より推進委員と、貸人そして借人の法人から、現地社員が立ち会い、聞き取りと現地調査を行いました。 長年お茶を栽培していた方ですが、高齢になり、離農したとのことでした。 借人の法人は、本来不動産会社ですが、種子島の沿岸部に当初土地を借りて、熱帯果樹栽培を始めたそうですが、塩害のために、結果が悪くて、岳之田の現地に畑を移したいとのことでした。 申請地の12718番1と12724番乙1の畑は茶樹を抜根して、ライチ、ピワ、ミカン等を植えておりました。 13522番202の畑は、茶樹を抜根にして、ロータリーをかけた状態になっておりました。 現地は12718番1と12724番乙1の畑はシカ柵も完璧になされておりました、整然と苗木が植えられて、きれいだったんですが、担当の方の話では、一番困ってるのが盗難なんだそうです。 いろいろ株ごと、盗まれたり、あと、穂先だけを切られたりして、対策に苦慮しているとのことでした。 しかし、こういう大規模にやられる方が出てきて、将来的に、これが軌道に乗っていけばいいかなという感想を、持ったところです。許可相当だと思いますので、皆さんの御審議をよろしく願います。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局担当委員のほうから説明報告がありましたが、皆さんのほうから何か御意見、御質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。 (「はい」の声あり)
	8番委員	○すみません8番です。譲受人が法人ということで、お伺いしたいんですけども、熱帯果樹を植えているということで、常駐で住まれて作業をされている方が、いるんですか。

	5 番委員	○横山に住んでる方でして、もともと造園をやった方が雇われて社員になったということでした。
	議長	○よろしいですか。
	議長	(「はい」の声あり)
	議長	○ほかに。
	議長	(挙手なし)
	議長	○はい。それでは、質疑を終了いたしまして、議案第41号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。全会一致ですので、本案は許可することに決定いたしました。
日程第3号 2議案第42号	議長	○続きまして日程第3議案第42号農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第3議案第42号農地転用事業計画変更申請についてを説明いたします。資料は2ページです。 申請地は平成29年5月25日付西農委第5号3で農地法第5条第1項の規定に基づき風力発電施設を目的として許可した農地です。今回、利用目的を風力発電施設から太陽光発電施設を設置したいとの申請がありました。 事業が計画どおり遂行できない理由としましては、風力発電施設を調達するメーカーが撤退を行ったため部品の調達が困難となり、計画変更を行いたいとのことです 周辺は原野や畑がありますが、前回の申請において被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。 また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。 以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 また、この件につきましては、調査委員のほうで、現地調査を行っておるようでございます。調査員の方はお疲れさまでした。 調査委員長のほうから報告をお願いいたします。
	7 番委員	○はい、7番です。昨日9月29日、午前、6番委員並びに担当委員、推進委員、事務局2名、申請人ほか3名立ち会いのもと、計で9名で、現地調査を実施をいたしました。 当該地は、国上久保田地域であり、以前に先ほど説明がありましたように、転用許可がなされた土地であります。 今回は、事業内容の変更ということで申請がなされました。 内容は、説明があったように、風力発電施設を諸事情により、太陽光発電施設に変更をするということでございます。 検討の結果、造成工事が必要でありますので、排水対策の実施もお願いをして、周囲等への影響はないと判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上でございます。
	議長	○ありがとうございました。担当のほうから何か補足がありましたら。
	9 番委員	○9番です。調査委員長の報告のとおりです。
	議長	○ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思ひます。ただいま事務局・調査委員長また担当委員のほうから説明がありましたが、皆さんのほうから何か質問等ございましたら挙手をお願いします。
		議長
	5 番委員	○5番です。すいません前回風力発電施設の申請の折に、自分も現地調査に行ったんですが、確かに2ヶ所だったんですが、今回は、この1ヶ所だけなんでしょうか。

		<p>あと、太陽光は電力固定買い取り価格が、もう安くなって、住宅用でもそうでしょうが、蓄電設備を併設しないと単価の維持ができないようになってるようなんですが、そういう話はありませんか。</p>
	議長 事務局長	<p>○事務局 ○事務局から私も参加したので、調査の中で確認したところ、買い取り価格については、1キロワット当たり税抜の14円、税込15円40銭で買い取るというところでございました。</p> <p>あと蓄電池についてはその説明を受けなかったもので、また業者さんに確認が必要かなとは考えているところです。</p> <p>その買い取り価格で収支計画書が作成されましたので、それで判断しますと、継続可能な施設だと考えられます。</p> <p>申請箇所につきましては、本件は説明のとおり前回申請の計画変更申請でございます。</p> <p>なお、後ほどご審議いただきますが、同一業者が新規に5条許可の申請があります。</p>
	議長	<p>○ほかに (挙手なし)</p>
	議長	<p>○それではないようですので、議案第42号の採決をいたしたいと思えます。</p> <p>申請どおり、事業計画変更を承認する委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	議長	<p>(全員挙手) ○ありがとうございました。全会一致ですので、本件は承認することに決定いたしました。</p>
日程第4号 2議案第43号	議長	<p>○続きまして日程第4議案第43号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>○日程第4議案第43号農地法第5条の規定による許可についてを説明いたします。資料は3ページです。</p> <p>申請地は国上浦田地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積1,411㎡であります。</p> <p>申請理由としましては、譲受人は申請地を購入し、太陽光発電施設を設置したいとのことことです。</p> <p>土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地その他の農地に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は山林や原野がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われれます。</p> <p>また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実にされるものと思われれます。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がございましたが、この件につきましては、調査委員の方が現地調査を行っておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。</p>
	7番委員	<p>○はい、7番です。昨日9月23日午前、6番委員並びに担当委員、担当推進委員、事務局2名、申請人ほか3名立ち会いのもと、計9名で、現地調査を実施をいたしました。</p> <p>申請人は、先ほどの議案第42号の申請人と同一の方でございます。</p> <p>当地は、国上、大久保地域にありまして、浦田海水浴場を過ぎて、大久保の漁港に行く途中に、大原展望所があるんですが、そこに入るところの入り口に当たる土地でございます。</p> <p>写真でも見てのとおり、1年程度耕作されていない圃場であります。</p> <p>電柱があるちょっと平らところがありますが、そこが西之表市有地で農地ではありません。</p> <p>それから、周囲の山林等はが国上校区所有でありまして、隣</p>

	接する農地はありません。 周囲への影響はないということで判断をいたしまして、申請のとおり、許可相当と確認をいたしました。よろしく願いをいたします。
議長	○ありがとうございます。ただいま調査委員長並びに事務局のほうから説明がありました。担当委員のほうから何か補足があれば。
9番委員	○ありません。
議長	○はい、ありがとうございます。ただいまの説明報告に対しまして皆さんのほうから何か御意見、御質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。 (「はい」の声あり)
現和担当推進委員	○これは、売却でなくて、貸借になるの。
事務局	○売却になります。土地を譲渡ですね。
現和担当推進委員	○はい、売却、よろしければ取引価格はどれぐらいです。公表できない。
事務局	○30万で申請されております。
現和担当推進委員	○ありがとうございます。これはメガソーラーに入るんですか。一般の簡易のソーラー発電、それともメガソーラーの部類に入るんですか。
事務局長	○総合出力が122.4キロワットだったので、メガソーラーではないんじゃないかなと思います。
現和担当推進委員	○はい、ありがとうございます。
議長	○ほかに。 (「はい」の声あり)
13番委員	○写真を見る限り、そんなにまだ荒れてない状況で、今の私たちの農地調査をする段階での基準でいうと、Aにも入らないんじゃないかと思われるような、状況のような気がするんですが、そういうところを、例えば、面積も1反4畝といわば良い農地というか、すぐ再生できるような農地と思うんですが、そういうところを、あえて、例えばもう荒廃地で農地としての利用が考えられないというようなところであれば、そういう太陽光とかに十分有効利用だと思うんですが、ここは、畑としての利用はもう考えられないところなんじゃないでしょうか。
議長	○事務局、お願いします。
事務局	○農地としての利用というのは、もちろん十分に考えられる部分であると思うんですが、5条申請そのものが、現在農地であるものに例えば住宅を建てたり牛舎等を建てたりとか、農地を農地でないものにするという申請が5条申請でありますので、使える農地だから許可できないとか、荒れているので5条申請ということではなくて、そもそも使える農地を農地でないものにする申請が5条申請です。特段、本件の申請については、許可の要件に適合すると思われませんが、今の調査委員長が言われたように、転用による周囲への何らかの被害があるとか、またはその転用事業者が、事業実施が確実に見込めないと、許可はできないという部分にもなっておりますので、そこについては、農業委員の方々の御判断という部分になるのではないかと思います。以上です。
議長	○はい、ありがとうございます。よろしいですか。
13番委員	○充分5条の申請の内容っていうのはわかってるつもりなんです。そこではなくって、私たち農業委員会が、市の農地の利用を考えたときに、この土地が、どうなのかっていうことをお聞きしたかったんです。
議長	○はい、ありがとうございます。事務局
事務局長	○5条申請の許可については、先ほどの事務局職員の説明のとおりで、事務局としましては、転用許可基準により許可が可能となりうる農地であると判断しまして、受理したところです。 なお、この農地は、転用原則不許可の第1種農地、10ヘクタール以上の団地に属する良好な条件を備えた農地ではないと考えます。

	議長 10番委員 9番委員 5番委員	○ほかに。 ○ちなみに、去年までは耕作されていたのでしょうか。 ○去年までは、タマネギを栽培していました。 ○5番です。自分もよく知ってる土地なんですけど、大久保のちょうど、入口といいますか、十文字みたいになったところを丁度のぼりあがったところなんですけど、あの周辺は、ちょっと地浅で、ほとんど大久保の農家の人も作物をつくらないような感じのところ、多分、物はあるけどできない農地だと思います。写真は、良い農地みたいにみえますが、自分は、A判定農地だと思いますけど、多分、誰も、借り手がいないと思います。
	議長	○ほかに。 (「はい」の声あり)
	8番委員	○すいません8番です。調査段階で、13番委員がおっしゃったとおり、前作が何だったのか、それから近隣にこの農地を有効活用できる方はいないのかとか、そういうことも十分調査した上で、この土地がもう行く行くは、荒廃農地になると条件がそろえば、ことがスムーズに進むんでしょうけども、調査の時点で、やっぱりこういう議論は、申請者から内容をよく伺って、所有者ともその方向性についても、やっぱり議論をすることが、大事じゃないかなと思うんですね。 そうすれば、ここで、ああでもないこうでもないということもなくなると思うんですけども。以上です。
	議長	○はい。私が言うことでもないでしょうけれども、5条の許可申請があり、事務局としては、当然それを審査受理し、総会に上げているわけです。 これまでの質疑で皆さんに討論していただきました。 ほかに、質疑等ないようございまして、これまでのご意見等を考慮した上で、採決をとりたいと思います。 議案第43号農地法第5条に規定するところの許可について、許可することに賛成する方は挙手をお願いいたします。 (挙手11名)
	議長	○はい、ありがとうございます。賛成多数でございしますので、本案は許可することに決定をいたしました。
日程第5号 2議案第44号	議長 事務局	○続きまして、日程第5、議案第44号、あっせんについてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。 ○日程第5議案第44号あっせんについてです。資料は4ページです。 1番貸したいの申し出です。場所は榕城・平田地区です。賃借料については米1俵または耕作を行ってもらえればよいとのことです。 あっせん委員につきましては、4番委員と、5番委員をお願いいたします。
	議長	○はい、ありがとうございます。あっせんについて皆さんのほうから何か質問等ありましたら、
	8番委員 事務局 議長	○はい、去年まで作ってた田ですか。 ○直近まで、4番委員が基幹作業受託していたと伺っています。 ○あっせんの担当ですけど、非常に狭い田が連担しているところでありまして、1枚が1畝・2畝程度の田でありまして、本人も一生懸命頑張って作付していたんですけども、もう、高齢ということもあって、誰か借りてほしいということでした。 ほかに、何か皆さんあれば。 私と5番委員が担当となっておりますので、頑張ってあっせんをしたいと思います。
日程第6号 2議案第45号	議長	○それでは、日程第6議案第45号の審議の前にお諮りをいたします。議案第45号農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち、利用権の設定整理番号1番は、2番委員が利用権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、2番委員が議事に参与できません。 したがって、議事の進行上、議案第45号、農用地利用集積計画策定に係る意見のうち、まず、利用権設定、整理番号

	<p>1を審議し、そのあと、利用権の設定整理番号2以降を審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>○はい。それでは日程第6議案第45号農用地利用集積計画策定に係る件について、事務局に議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○日程第6議案第45号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。</p> <p>まず始めに、利用権の設定を説明いたします。5ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和2年10月1日から令和3年9月30日の1年間、地目畑、面積は3,704㎡、合計面積3,704㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年10月1日から令和7年9月30日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ4,037㎡及び2,449㎡、合計面積6,486㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>3段目です。期間が令和2年10月1日から令和12年9月30日の10年間、地目畑、面積1,069㎡、合計面積1,069㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>内訳については6ページを、詳細については7ページから11ページをご覧ください。</p> <p>続きまして所有権移転を説明します。12ページをお開き下さい。</p> <p>令和2年10月1日に所有権を移転するものです。地目畑及びその他、面積はそれぞれ2,736㎡及び100㎡、合計面積2,836㎡、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。</p> <p>内訳については13ページを、詳細については14ページから17ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。18ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和2年10月1日から令和7年9月30日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ6,520㎡及び12万1,968㎡、合計面積12万8,488㎡、利用権の設定をする者19人、受ける者8人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年10月1日から令和8年1月31日の5年4ヶ月間、地目畑、面積8,584㎡、合計面積8,584㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。</p> <p>3段目です。期間が令和2年10月1日から令和12年5月31日の9年8ヶ月間、地目畑、面積6,654㎡、合計面積6,654㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>4段目です。期間が令和2年10月1日から令和12年9月30日の10年間、地目畑、面積5万1,046㎡、合計面積5万1,046㎡、利用権の設定をする者9人、受ける者8人です。内訳については19ページから21ページを、詳細については22ページから68ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>○はい。それではここで、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、2番委員の退室を求めます。</p>
議長	<p>(2番委員議場退室)</p> <p>○それではただいま事務局のほうから説明がありました。この利用権設定整理番号1番について、担当委員の報告をお願いいたします。</p>
5番委員	<p>○5番です。9月の21日9時に、推進委員と貸人借人立ち会いで、現地調査を行っております。</p> <p>借人は、下西在住の若手の認定農業者です。</p> <p>貸人は、同じ地域に住む土地持ち非農家の方で、借人の農作業に来ているとのことでした。</p> <p>現地は鞍勇地区内の道路沿いの畑で、安納イモが植えられておりました。</p>

議長	<p>借人の規模拡大のため、今回の申請したものです。許可相当だと思います。皆さんの御審議をよろしく願います。</p> <p>○ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。</p> <p>ただいま事務局担当委員のほうから説明がありました。整理番号1番、これに対して皆さんのほうから何か質問等ございましたら。</p>
議長	<p>(質問等なし)</p> <p>○はい。ないようですので、議案第45号の農地利用集積計画策定に係る意見のうち、利用権設定整理番号1、これを原案の通り、承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、議案第45号、農用地利用集積計画にかかる意見についてのうち、整理番号1を承認することに決定いたしました。2番委員の入場をお願いいたします。</p> <p>続きまして、同じく議案第45号、農用地利用集積計画策定に係る意見についての、利用権設定整理番号2番以降及び所有権の移転並びに農地中間管理事業分、21ページナンバー44については、今回の申請により下限面積20aを超えますので、担当委員の報告を求めます。整理番号2番のほうから順次お願いします。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号2番について報告いたします。</p> <p>9月の18日に、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、安納イモ、バレイショ、スナップエンドウ等を作付する国上校区在住の担い手農家です。</p> <p>現地は、耕耘しており、来年度、安納イモを作付するそうです。</p> <p>農業機械についても、一式そろっており、経営技術についても申し分ありません。</p> <p>なお、貸人については、電話にて確認をしております。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。</p>
7番委員	<p>○7番です。整理番号3番について説明いたします。</p> <p>9月の21日午前、推進委員、貸人、借人の構成員立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>現地は住吉、能野里地域内にありまして、耕耘がなされサトウキビ植付の準備をしておりました。</p> <p>借人は、農地保有適格化法人で、サトウキビを中心に、経営拡大を図っている認定農業者です。</p> <p>農機具類も一式そろっており、法人ということで、作業員等を積極的に活用しまして、遊休農地解消対策支援事業も活用しながら農業生産の拡大を図っており、何ら問題のない生産者と思われれます。</p> <p>以上、調査の結果、申請のとおり許可相当であります。以上です。</p>
9番委員	<p>○9番です。整理番号4について報告します。9月21日、1時20分ごろ、借人、推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は規模拡大のため、今回改めての申請です。酪農とタバコを中心に頑張っている認定農業者です。</p> <p>現地には、牧草を植えつけておりました。</p> <p>貸人の方には、直接お会いして確認をとっております。申請書どおり間違いのないことでした。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしく願います。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号1番について報告します。</p> <p>9月18日に、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p>

		<p>譲受人は、安納イモ、バレイショ、でん粉イモを作付する。国上校区在住の担い手農家です。現地は、ハウスが建っており、安納イモの育苗施設として、利用しておりました。農業機械についても、一式そろっており、経営技術についても、何ら申し分ありません。なお、譲渡人には、電話にて確認をしております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。</p>
12番委員		<p>○12番です。整理番号2について報告します。9月20日、朝8時、譲受人立ち会いで現地調査を行いました。譲受人は、安納イモ、スナップエンドウ等を作付する。現和校区在住の認定新規就農者5年目の若者です。譲渡人、譲受人の畑は、隣同士で、譲渡人は体調が悪く、農業はできないため、今回の契約となりました。価格のほうは安くなっておりますが、双方了解済みです。現在、安納イモを植えてます。収穫後、引き渡しとなります。今月いっぱいには収穫するとのことです。譲受人には、親が所有する農業機械を借りながら、そして経営技術においても、何ら申し分ありません。譲渡人には家を訪問し、確認しました。双方確認の結果、許可相当と考えます。続いて、21ページ、ナンバー44、借人について報告します。9月19日朝8時、家を訪問し、聞き取り調査を行いました。その後、9カ所の現地調査を行いました。借人は、安納イモ、カボチャ等を作付する現和校区在住の農家です。以前は、建設業を営んでいたのですが、前の仕事をやめ、農業を始めたそうです。借人により、畑の貸借契約を結びたいとの相談で、今回の運びとなりました。農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。現地調査の結果、何ら、異存がなかったことを報告いたします。以上です。</p>
議長		<p>○ただいま事務局、また担当委員のほうから報告ありましたけれども、これについて皆さんのほうから何か質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
10番委員		<p>○10番です。整理番号1番の面積に対しての価格が、高いなと感じるんですけども、何か、説明は受けましたか。</p>
事務局		<p>○価格については、平成2年頃に、既に、売買されていたんですが名義変更をされておらず、今回の運びとなったということで当時の金額で30万だと恐らく思われますが、そこは譲渡人譲受人の合意の部分の金額になりますので、今回の申請になります。</p>
議長		<p>○ほかに。</p> <p>(挙手なし)</p>
議長		<p>○ないようですので、それでは、農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち利用権設定整理番号2番以降及び農地中間管理事業分について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>○ありがとうございました。全会一致ですので、議案第45号、農用地利用集積計画策定に係る意見は、すべて原案どおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして議事日程はすべて終了いたします。</p>
4.その他	議長 事務局	<p>○続きまして、その他のですけども、事務局のほうから何か。</p> <p>(11月のスケジュールについて、資料により説明)</p>

	事務局長 8番委員	(農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金の募集について資料により説明) (農地貸したい借りたい総点検活動の集計に打ちついて) ○事務局からは以上です。 (サツマイモの基腐れ病について情報提供)
5. 閉 会	議長	○それでは、以上をもちまして9月の定例総会を終了いたします。 お疲れさまでした。

10時06分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年10月26日

西之表市農業委員会 会長 _____ (印)

西之表市農業委員会 8番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 9番委員 _____ (印)